



委託労働者など最高裁判決について 全労連が談話

労働者性否定に歯止め

全労連は、新国立劇場の合唱団員、INAXメンテナンスの委託労働者について、労働組合法上の労働者と認定した4月12日の最高裁判決を受けて、「労働実態に基づく労働者性を認めた最高裁判決を活かそう」という小田川事務局長談話を出しました。談話は、最高裁の判断について、労働基準法の規定よりも、より広義な規定を持つ労働組合法3条による労働者として明確に判断したところに重要な意味があると指摘。実態として労働者として使用しながら、契約書面だけで労働者性を否定することは許されないという流れができたとしています。そして、全国各地で横行している「委託契約」「個人事業主」を口実とした使用者による労働者性の否定の流れに歯止めをかけ、労働者を労働者として扱うことはまぬかれない義務であること、労働組合を通じた適正な労使関係の構築が基本であることを社会的に広げる契機になると述べています。（「赤旗」より）

組合の主張を全く無視した非道・不当な判決は許さない！

全医労不利益 雇い止め裁判 即日最高裁に提訴！

7年前、国立病院の独立行政法人化に伴い一方的に雇い止め、賃金カットなどが強行されました。これにたいし、全医労は裁判闘争に取り組み、4年前の東京地裁で不当判決が出されました。そして、さらにひどい判決が3月30日、東京高等裁判所で下されました。

3月30日の夜、大阪で約70人が集まり判決報告集会を開催。原告の嘉満さんは「17年間も働いてきたのに、日々雇用だという契約上の事だけを取り上げた判決で許せない気持ちで一杯です。職場や労働の実態を全く見ず、仮に常勤になった人がいても、そのように上司が話したとしても期待権はない、とした判決に腹立たしい限りです」と怒りと今後のたたかう決意を込めて、発言しました。

同席した河村弁護士、中村弁護士も「こんな判決は許してはならない」「必ず、最高裁で勝利したい」と決意表明。

その後、軽食を取りながら明日からの運動に向けた意思統一の場になりました。（「大阪医労連書記局ニュース」より）



全労連の「有期雇用」リーフレットで学習し、アンケートにご協力を！

全労連はリーフレット「誰もが不安なく働き続けられる社会を…有期雇用を制限するまともなルールをつくりましょう」を作成し、学習と実態アンケート活動に取り組んでいます。

取り組んだ実態アンケートは集約され、厚生労働省・労働政策審議会に提出され、記者会見も予定されています。第一次締め切りは5月末です。アンケートにご協力下さい。